

●訂正および改正補足●

2009年7月16日現在

1 改訂漏れ

下記Q & Aにつきまして、編集部において改訂漏れがございました。お詫びして訂正いたします。

149頁16行目～21行目のQ & A

(「土地の合筆の登記、建物の合併による登記、……」のQ & A)

下記Q & Aに差替えをお願いいたします。

【Q】 土地の合筆の登記がされた後、当該登記名義人が登記義務者として登記申請をする際には、合筆登記の際に通知された登記識別情報又は合筆前のすべての土地に関する登記識別情報(又は登記済証)のいずれかを提供すればよいと考えるがどうか。

【A】 意見のとおり。

2 誤植の訂正

下記の誤植がございました。お詫びして訂正いたします。

5頁2行目

誤：平成16年法律第123号〔収録最終改正：平成19年3月31日法律第23号〕

正：平成16年法律第123号〔収録最終改正：平成19年12月21日法律第132号〕

13頁(条文索引)左段19行目

誤) 第113条(建物の種類)……221

正) 第113条(建物の種類)……226

23頁2行目

誤：平成16年法律第123号〔収録最終改正：平成19年3月31日法律第23号〕

正：平成16年法律第123号〔収録最終改正：平成19年12月21日法律第132号〕

83頁20行目(罫線も1行と数える)

誤) 本年1月以降7月までの……

正) 本年1月以降10月まで……

104頁18行目

誤)〔編注〕原則として「登記事項」+「目付け」+……

正)〔編注〕原則として「登記事項」+「目付け」+……

460頁10行目

誤) 差し支えないものと考えますが、……

正) 差し支えないものと考えますが、……

3 補足

189頁4行目の【A】のあとに編注を補足します。

【A】 交付されない（規則附則第16条）。

〔編注〕 なお、登記完了証を発行したときは、便宜、附則16条の手続を省略して差し支えないものとされています（平成18年5月25日法務省民二第1277号通知（459頁に掲載）参照）。

4 発刊後の改正に関する補足

本書発刊後の平成21年4月23日法務省令第23号により不動産登記規則の一部が改正されています。該当箇所は、下記のとおりです。

69頁15行目

現) 四 附属建物があるときは、主たる建物及び……

改) 四 附属建物があるときは、主である建物及び……

187頁下から1行目

現) 四 附属建物があるときは、主たる建物及び……

改) 四 附属建物があるときは、主である建物及び……

206頁12行目

現) 第99条 地目は、土地の主たる用途により、……

改) 第99条 地目は、土地の主な用途により、……

220頁下から7行目

現) 第81条 ……、1個の建物（附属建物があるときは、主たる建物と

改) 第81条 ……、1個の建物（附属建物があるときは、主である建物と

220頁下から1行目

現) ときは主たる建物又は……

改) ときは主である建物又は……

221頁下から4行目

現) ……あるときは主たる建物又は附属

改) ……あるときは主である建物又は附属

226頁下から7行目

現) 第113条 建物の種類は、建物の主たる用途により、……

改) 第113条 建物の種類は、建物の主な用途により、……

227頁11行目

現) 第114条 建物の構造は、建物の主たる部分の……

改) 第114条 建物の構造は、建物の主な部分の……

521頁別表2の3行目左端（縦書き部分）

現) 主たる建物の表示欄

改) 主である建物の表示欄

522頁別表3の左端最下行から523頁左端最上行（縦書き部分）

現) 敷地権の目的たる土地の表示欄

改) 敷地権の目的である土地の表示欄

以上